

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 30
2024年12月

2024年12月6日(金)14時30分より、札幌高等裁判所で、
原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第13回口頭弁論が行われました。傍聴に
訪れた人は20名ほどでした。

■原告の意見陳述

今の裁判長になって初めての意見陳述。冒頭から裁判長は、手元の資料ではなく、意見陳述する原告の方をしっかりと向いて、話を聞いていました。「裁判長があたたかい目で話を聞いてくれたので…」と、この日意見陳述した原告は、提出した原稿には書かれていないことも伝えられたそうです。

東日本大震災を思い出すとき、一番鮮明に蘇る景色は、福島第一原子力発電所から放射性物質が降り注いだ直後にやってきた春のことです。いつもの散歩道で、いつもの春のように小さな花を摘もうとする4歳の娘に「ダメ!」と言った哀しきです(中略)
目に見えないストロンチウムなどの放射性物質に怯えながら、この先何十年も身近な自然と触れあうこともできずに生きていかなければならない人生などあり得ないと思いました。



3世代が一緒に暮らす穏やかでにぎやかな暮らしから、母娘2人の生活へ。4度の転職、4度の転居、慣れない長く寒い冬期間にうつ状態になったこともあった、と原告は伝えます。それでも娘の成長を守るため、自分が選んだ道を信じて頑張ってきた…そして、原発事故がもたらした大きな喪失を、この先もう誰にも経験してほしくない。手元の原稿から目を離し、裁判長に向かって話す原告の姿からは、なんとしてもわかってもらおう、しっかり伝えなければ、という気迫を感じました。そして、震災が起こってからの日々の断片が、次々と原告の目の前に浮かびあがっていたのかもしれない、とも感じました。

■今後の進行

原告が主張する、個別の損害に対する東電からの反論が、この日、すべて出揃いました。これらの東電の反論に対し、原告側が再反論をする場合は、次回の期日までに提出、さらに、もし、再反論に対する東電からの再反論が出る場合はその次の期日までに提出。そして、この時点で個別の損害に関するやり取りは終わる可能性が高そうです。

弁護団によると裁判所からは、次回の期日に、今後のスケジュール、つまり、結審や判決の時期についての話が伝えられるようです。それが秋ごろになるのか、もっと先になるのかまではわかりませんが、2025(令和7)年度中に判決が出るだろう、とのことでした。

何度もお伝えしていますが、2022(令和4)年6月に、最高裁判所が4件の原発事故訴訟に対して「国の賠償責任はない」という統一判断を出しています。その後の同様の訴訟では、この判断を元に判決が出ています。この短期間に、同じ争点で判決が覆る可能性は無いに等しい。そのため、北海道訴訟では、最高裁判所の判決文で触れられていないこと、まだ、判断を下していないことを「国に責任がある理由」として主張し、国の責任を求めています。それが「シビアアクシデント(SA)対策懈怠」です。

北海道訴訟では一審から主張していることですが、国の責任を認めた北海道訴訟の第一審判決でも、この、SA対策懈怠については触れられていません。なので、最高裁判所の判断に関係なく、札幌高等裁判所が札幌高等裁判所としてフラットに判断できることです。

次回は3月26日(水)14時開廷です。次回も原告による意見陳述が予定されています。意見陳述の機会もあと数回、ということになります。来にくい時間帯ではありますが、一人でも多くの方に傍聴に来ていただきたいと思います。

傍聴人 金榮知子